

<h1>とんぷく</h1>	2019年9月6日
	発行
	京大職組病院支部
	第 19-1号
	通算 2732 号

仕事のことetc お気軽に下記へ

## 京都大学職員組合連絡先

内線：16-7615 電話：761-8916

FAX：751-8365

email：office@g.kyodai-union.gr.jp

# 生活水準に見合う 待遇改善を!



人事院は8月7日、国会と内閣に対して国家公務員の賃金について、月給を0.09%、ボーナスを0.05ヶ月分引き上げるよう、また、民間の賃貸住宅に住む職員への住居手当の下限と上限を改めるよう勧告を行いました。

京都大学の職員は国家公務員ではありませんが、大学は「職員の給与水準は国家公務員に準ずる」として、これまで人事院勧告を受けて決められる国家公務員の給与に沿って京都大学の職員の待遇を変えてきています。

6年連続の給料UPではありますが、今年はその間でも一番低い上げ幅となっています。給料の水準としては10年前と比べるとまだ低い状況です。けれども10年前に比べると消費税率は5%から10%になり、年金や健康保険料は上がり、食料品も値上げされるなど、私達が生きていくために必要なお金は確実に増えています。賃上げ自体は働く私達にとって喜ばしいものですが、さらなる賃上げがなければ、私達の生活は苦しくなる一方です。より一層の賃上げを求めていくことが必要です。

また、月給・ボーナス以外の手当の改善は、近年では各大学の判断によって実施される例がほとんどです。

手術部の手当はようやく導入されたものの、分娩手当や長日勤手当など、他大学にはあって京大にはない手当はまだたくさんあります。同一労働同一賃金の原則からも、時間雇用教職員に支給されていない各種手当の獲得も大きな課題です。

私達の待遇は、大学と労働者が対等に話し合っただけで決めるものです。職員組合は引き続き様々な場で待遇改善に向けた取組と訴えを行います。

.....

# 2019年度病院長・看護部長懇談開催決定しました!

毎年、病院支部はよりよい医療を実践するために医療者がいきいきと働ける環境づくりを目的として、病院長・看護部長・事務長等と懇談を継続して開催しています。2019年度も10/23(水)に懇談が決定し、主に下記4つの項目について申し入れをする予定にしています。



1. 特定有期雇用職員の常勤化について
2. 長日勤手当、賃金について
3. 看護師の働き方について
4. 看護助手の雇用形態について
5. その他

特にメディカルスタッフを中心とした1の特定有期雇用職員の常勤化、2の看護師の長日勤勤務の手当実現については組合本部でも団体交渉に挙げて、積極的に取り組んでいます。上記以外の項目であっても、働くみなさまの意見をもって懇談に臨むことも検討します。職場環境改善のためにご意見ご相談のある組合員の方は表面の連絡先までご相談ください。

## 8月に着付け教室を開催しました♪



毎年恒例「着付け教室」! 今年は8月5日(月)と8月8日(木)の2回で実施しました。講師・受付含みのべ7名の参加でした。

浴衣の着付けのコツ(裾は踝の下に合わせる、腰紐は緩まないようキチンと結ぶ、襟の形はその人の顔の形や首の長さに合わせて、後ろは拳1つ分抜く)、帯の結び方のコツ(下は締め、上は緩め)を中心に練習しました。コツがわかると一人でもキチンと着られます。教室は楽しい雰囲気、コツも掴んで涼しげに着て頂けました。

参加者からは「せっかく参加した着付け教室。教えて頂いた事が活かしたらなあ、着る機会を楽しみにしています。」と感想を言って下さる方もありました。今回、参加できなかった方は来年是非ご参加ください。お待ちしております!